

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 報酬を支給する役員は次のとおりとする。

- (1) 定款第18条第3項に規定する会長については、報酬を支給する。
- (2) 定款第18条第3項に規定する常務理事については、報酬、賞与及び通勤手当を支給する。
- (3) (1)及び(2)に規定する理事以外の理事については、報酬を支給しないこととし、理事会及びその他会議への出席をはじめ法人業務を行う場合には、本会費用弁償規程に基づき費用を弁償することができる。
- (4) 監事については、監事監査への出席時には報酬を支給することとし、理事会及びその他会議への出席をはじめ法人業務を行う場合には、本会費用弁償規程に基づき費用を弁償することができる。

(報酬等の算定方法)

第4条 報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
 - (2) 賞与については、本会事務局職員給与規程第19条並びに期末手当・勤勉手当支給基準の規定に準ずる額
 - (3) 通勤手当については、本会事務局職員給与規程第16条並びに通勤手当支給基準の規定に準ずる額
- 2 役員が職務のため出張した時は、別に定める本会事務局職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 報酬及び通勤手当については、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会事務局職員給与規程第5条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年6月15日から施行する。

(別表1)

役員報酬額

区分		報酬額
会長		月額 50,000円
常務理事		月額 320,000円
監事	社会福祉事業について 識見を有する者	監査1回 11,500円
	財務管理について 識見を有する者	監査1回 90,000円